

客引き行為等禁止区域

1 区域指定日

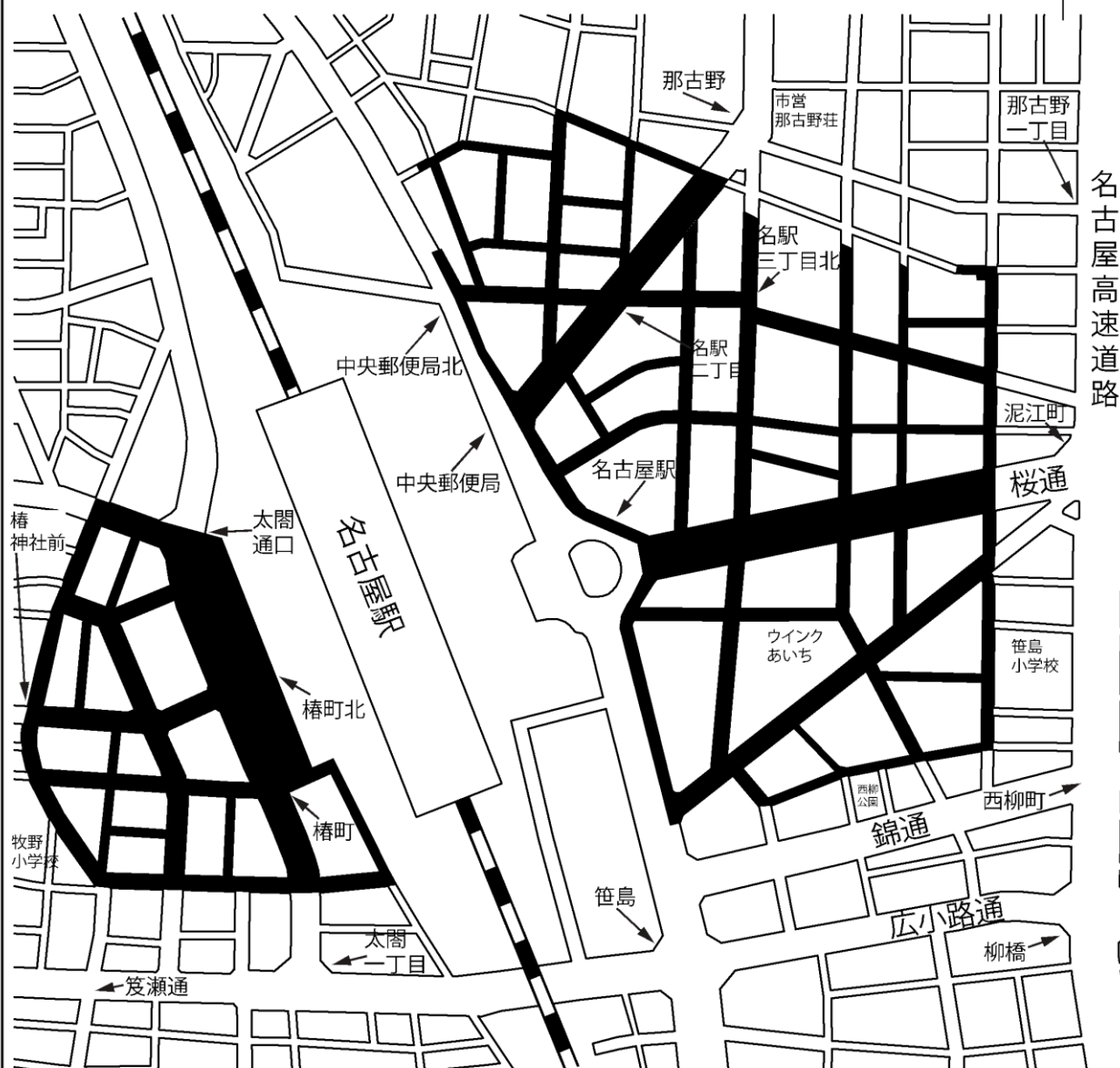
平成 30 年 10 月 1 日（月）

2 客引き行為等禁止区域

地 区	位 置	区 域
名古屋駅 地区	○中村区竹橋町、椿町、名駅一丁目、名駅二丁目、 名駅三丁目、名駅四丁目及び則武二丁目	別図第 1 のとおり
栄地区	○中区栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、新栄一丁目 及び錦三丁目	別図第 2 のとおり
金山地区	○中区金山一丁目、金山二丁目、金山四丁目及び 金山町一丁目 ○熱田区金山町一丁目及び金山町二丁目	別図第 3 のとおり

名古屋駅地区

別図第1



凡 例

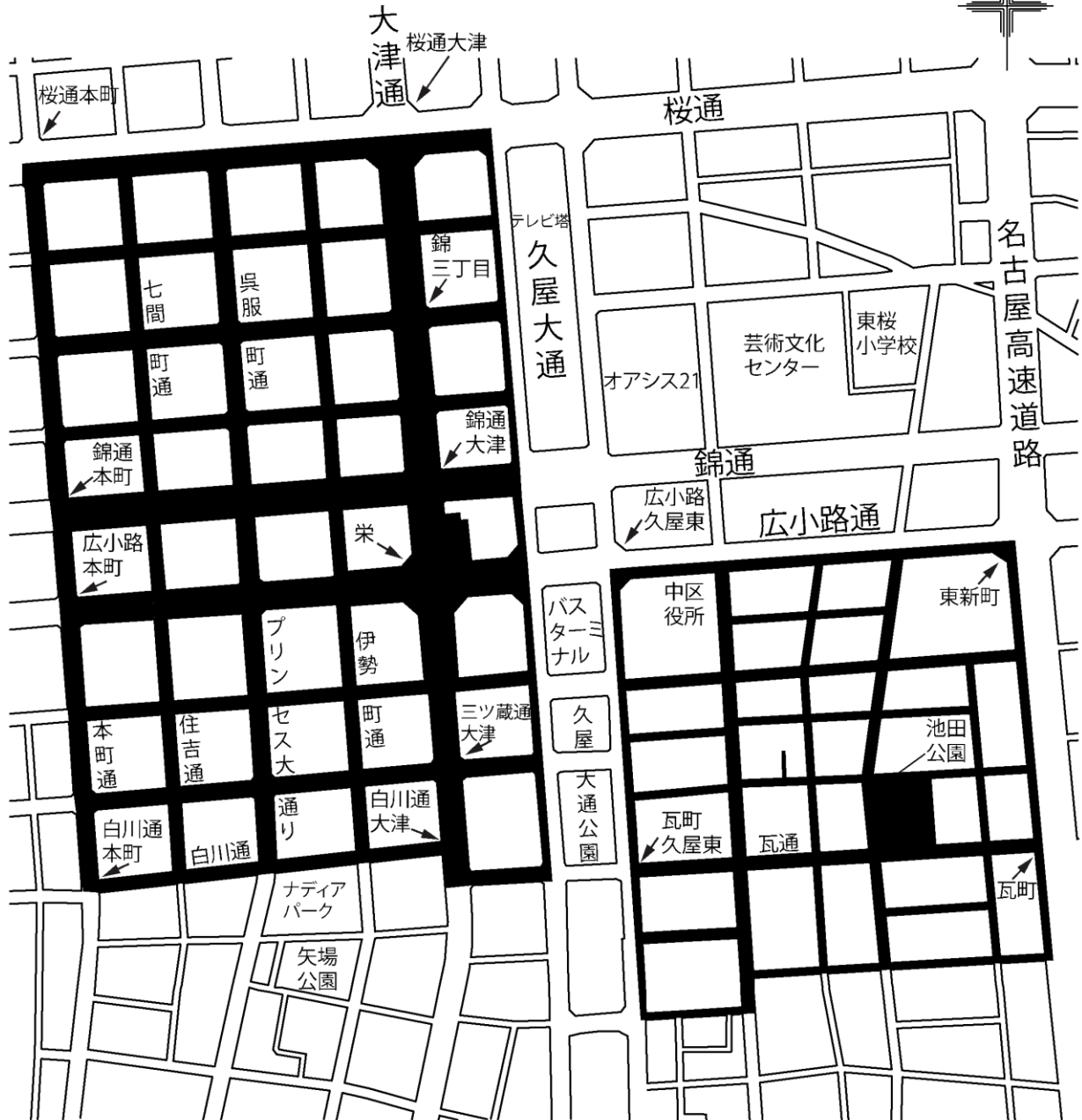


客引き行為等禁止区域

※区域とは上記に示した道路、公園、その他の公共の用に供する場所を示す

栄 地 区

別図第 2



凡 例



客引き行為等禁止区域

※区域とは上記に示した道路、公園、その他公共の用に供する場所を示す

金山地区

別図第3



凡 例



客引き行為等禁止区域

※区域とは上記に示した道路、公園、その他の公共の用に供する場所を示す